

I 総論（論点番号 1）

論 点	ペット霊園の規制の必要性
検 討 事 項	<p>近年、生活に安らぎと癒しを与えてくれる犬猫などのペットの存在感が増す中、長年連れ添ったペットと死別した際に、その死体の火葬、埋葬をペット葬儀社に依頼する飼い主が増えてきている。</p> <p>ペットの死体を火葬、埋葬するためには一定の施設が必要となるが、こうした施設が住居の近くに設置された場合には、事業者と住民との間でトラブルとなる事案が全国的に起こっている。</p> <p>本市においても山科区で同様の事例が発生しており、何らかの対応（規制）の必要がある。</p>
考 え 方	<p>いわゆるペット霊園については、既存法令では、事業を規制する特段の法律がなく、当該地域の土地利用形態から、生活環境の保全を図ることが妥当と考えられる地域においても、住民の忌避感情の強いペット霊園施設が開設できてしまう場合があることから、ペット霊園施設の立地規制や、事業者と近隣住民とのトラブルを未然に防ぐ手続の設定など、実効性のある対策を講じる必要がある。</p> <p>このためには、事業者に一定の義務を課し、又はその権利を一定制限していく必要があるが、「普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。」（地方自治法第 14 条第 2 項）こととされているため、条例を制定する必要がある。</p>

I 総論（論点番号2）

論 点	条例の目的
検 討 事 項	規制の対象や規制を必要とする理由
考え方	ペット霊園の設置，管理の適正化を図り，近隣住民等の公衆衛生及び住環境の保全を図るとともに， ペット霊園利用者を保護する。

Ⅱ規制の対象（論点番号1）

論 点	規制の対象
検 討 事 項	条例においてペット霊園に関し何を規制するのか，規制の対象を定める必要がある。
考え方	事業者と近隣住民のトラブルは，ペット霊園施設の設置が端緒となるため，規制の対象として次の事項を想定し，以後，順に検討する。 <ul style="list-style-type: none">・ペット霊園に係る事業者の義務（論点番号2）・施設設備の設置場所及び構造基準（論点番号4）

Ⅱ規制の対象（論点番号2）

論 点	ペット霊園に係る事業者の義務
検 討 事 項	<ul style="list-style-type: none">・ 申請・届出・報告等の義務・ 施設設備に係る規制の遵守義務・ 近隣への説明や配慮義務・ 施設設備の適切な維持管理の義務・ 依頼者感情に配慮した動物の死体の適切な取扱いの義務・ 情報開示に努める義務・ 事業の安定的な運営の維持など，利用者保護を図るための措置
考え方	後記「論点Ⅲ業規制」において個別に検討

II 規制の対象（論点番号3）

論 点	施設設備の種類
<p>検 討 事 項</p>	<p>ペット霊園の施設設備について必要な規制を決めるためには、ペット霊園を構成する施設設備について、どの施設設備に、どのような衛生上の支障が生じるおそれがあり、また、当該施設を忌避する風俗習慣にはどの程度配慮すべきかを明らかにしていく必要がある。</p> <p>このため、ペット霊園を構成する施設設備を用途や性質によって区分していく必要がある。</p>
<p>考え方 (案)</p>	<p>他都市の条例における施設設備区分や、本市が実施した実態調査から、概ね、次のとおり区分する。</p> <p>(施設設備の区分)</p> <p>墳墓 : ペットのお墓</p> <p>納骨堂 : ペットの遺骨を納める建物</p> <p>火葬施設 : ペットの死体を火葬する施設（建物）</p> <p>移動式火葬車 : ペットの死体を火葬する設備のある車両</p> <p>葬儀場 : 死亡したペットの祭事を行う場所</p> <p>事務所 : 事業者の事務所</p>

Ⅱ 施設設備別規制（禁止行為・立地規制）（論点番号 4）

論 点	規制に係る基本的な考え方（技術的規制，立地規制）
検 討 事 項	<p>次について検討が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 立地規制の根拠 衛生上の支障の防止，風俗習慣への配慮，用途地域規制等合理的な土地利用の観点 ○ 立地規制の方法 用途地域等の考え方の導入，離隔距離制限
考え方 （案）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 規制方針に係る基本的な考え方 <ul style="list-style-type: none"> ・ ペット霊園の設置運営によって生じるおそれのある衛生上の支障は，技術的対策により十分に防止できる。 ・ 禁止行為や施設設備構造の設定等の技術的対策で防止可能な問題に，安易に立地規制で対処することは，所有者の土地利用権の不当な制約であり，認められない。 ・ したがって，衛生上の支障に対しては，技術的対策を義務付けることで対応する。 ・ そうすると，立地規制で保護すべき住民の利益は，衛生上の支障によるものではなく，主として風俗習慣への配慮である。 ・ しかし，忌避意識のみをもって当該住民に条例による保護を与えることは，事業者の土地利用に係る権利の保護を著しく欠くことになり妥当でない。 ・ 条例による保護は，住居の存する地域の用途地域規制等による土地利用形態から，住民の生活環境の保全を図ることに相当の合理性があると考えられる地域に限ることが妥当である。 ○ 立地規制の方法に係る基本的な考え方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 用途地域は，市街地の土地利用を定めるものである。住居系地域は，「良好な住環境の保護」などの観点から定められている。 ・ この用途地域の考え方は，土地所有者の土地利用権の保護と住民の風俗習慣の保護との調和を図るべき本件において，準用すべき基準として妥当である。 ・ 死獣（畜産動物）処理場を管理する化製場法においても，本市が指定する区域では立地が許可制となっており，当該区域指定には用途地域の考え方が用いられている。 ・ たとえば，墳墓については，建物を伴わず用途規制に係らないため，住居系地域においても設置が可能である。しかし，良好な住環

境を保護し、又は、住居の環境を保護することとされているこれら地域の住民が、住居に近接して墳墓が設置されることはないとの形で住居の環境の保全を期待することには相当の合理性があると考えられるため、条例で独自に立地規制をしていくことには妥当性があると考えられる。

- 上記の考えを基本として、次のような事項についても議論する。
 - ◆ 例えば墳墓と納骨堂が合わせて整備されている施設等の複合施設に対する規制の範囲 ⇒ より大きい規制基準の方を適用
 - ◆ 寺など立地規制の適用が不要と考えられる施設に対するスポット的な規制の解除 ⇒ III業規制（論点番号5）
 - ◆ 公共施設等のスポット規制 ⇒ II施設設備別規制（禁止行為・立地規制）論点番号5
 - ◆ 例えば第1種住居専用地域に隣接する市街化調整区域（住居付近）での設置を距離によって制約する必要性（離隔距離規制導入の必要性及びその形態） ⇒ II施設設備別規制（禁止行為・立地規制）論点番号5
 - ◆ 既存施設の取扱い ⇒ III業規制（論点番号6）など

（参考）

○用途地域制限

区 分		用途制限の目的
住居専用系		良好な住環境を保護
その他の住居系	第1種・第2種住居地域	住居の環境を保護
	準住居地域	自動車関連施設などと住居が調和した環境を保護
商業・工業系	近隣商業・商業地域	商業その他の業務の利便を増進
	準工業・工業・工業専用地域	工業の利便を増進

用途地域制限の詳細は、第3回審議会資料8（再添付）参照

II 施設設備別規制（禁止行為・立地規制）（論点番号5）新規

論 点	離隔距離制限による立地規制
検 討 事 項	<p>例えば次のような場合に、離隔距離制限による立地規制を行うべきか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住居系地域に接している市街化調整区域において、境界線近くで墳墓（市街化調整区域では設置できるが、住居系地域では設置できない。）を設置しようとする場合 2 市街化調整区域内の住宅の付近で墳墓を設置しようとする場合 3 京北地域（都市計画区域外）の住宅が密集しているような場所の付近で墳墓を設置しようとする場合 4 公共施設付近で墳墓，火葬施設，納骨堂，葬儀場を設置しようとする場合
考 え 方 (案)	<p>1 について</p> <p>上記論点番号4（P8）の「規制に係る基本的な考え方」で検討したとおり、立地規制は、風俗習慣（忌避意識）への配慮の観点から実施するものであるが、住民の忌避意識への配慮のみを理由に条例による保護を与えることは、事業者の土地利用に係る権利の保護を著しく欠くことになるため、用途地域規制等による土地利用形態から、住民が住居の環境の保全を期待することに相当の合理性があると考えられる地域に限ることが妥当であるとしている。</p> <p>市街化区域と隣接する住居系地域に居住する住民は、隣は市街化調整区域であることを事前に了知しうる状態にある。したがって、市街化調整区域において墳墓が設置されることはないことを期待することに合理性があるかないかが問題となる。この点、市街化調整区域は、開発行為が厳しく規制されていることから、住民には「市街化調整区域は、自分の居住している住居系の市街化区域より、なお、各種施設等が立地できない区域である。」との認識があると考えられる。</p> <p>そうすると、住民が、隣接する市街化調整区域に墳墓等が設置されることがないと期待をすることには、相当の合理性があるものと考えられる。</p> <p>立地を規制するためには、当該住宅からの距離，土地の高低等の形状による住居と施設の近接感などによって一定の範囲を定めざるを得ない。</p> <p>どのような基準により規制範囲を定めるかについて、引き続き検討し</p>

たい。

2について

市街化調整区域内においては、開発につながる行為は厳しく規制されており、より自然に近い環境と親和性のある住環境にあると考えられるなど、市街化調整区域にある住居は、市街化区域の住居系地域と同等以上に住居の環境が保全されている地域にあるものと考えられる。

したがって、当該地域の住民が、自己の住居に近接して墳墓等が設置されることがないと期待をすることには、相当の合理性があるものと考えられる。

市街化調整区域においては、用途地域のような土地の区分・区画がないため、立地を規制するためには、当該住宅からの距離、土地の高低等の形状による近接感などによって一定の規制範囲を定めざるを得ないと考えられる。

全ての住戸を立地規制による保護の対象とするのか、ある程度、集落性のある住戸を対象とするのか、また、どのような基準により規制範囲を定めるかについて、引き続き検討したい。

3について

京北地域は、都市計画区域外であるため、市街化区域、市街化調整どちらでもないが、地勢上、市場経済原理の観点から、都市としての開発が進むことは想定し難く、こうした認識は住民にも広く認識されているところと考えられる。その意味で、市街化調整区域における住居と同等に住居の環境が保全されている地域にあるものと考えられる。

「上記2について」と同様、対象とする住戸や規制範囲の基準については、引き続き検討したい。

4について

上記論点番号4（P8）の「規制に係る基本的な考え方」で検討した立地規制の考え方を踏まえると、住民に相当するような施設の利用者が、施設を利用（滞在）するうえで、環境の保全を期待することに相当の合理性があると考えられる公共的な施設については、同施設を中心とした離隔距離規制を規定することが必要とも考えられるがどうか。

この場合、滞在型の公共施設周辺を立地規制区域とすることが妥当であると考えられるがどうか。

参 考 資 料 等	資料3 住宅等との離隔距離の事例（都市計画関係）		
	第4回審議会資料2 再添付		
	第4回審議会資料3 再添付		
	参考法令	主な保護対象	離隔距離
	化製場法	公園，官公署，病院，学校， 集会場，多人数の集まる場所， 鉄道，主要な道路等	500メートル
と畜場法	学校，病院，住宅街	100メートル	
風営法	学校，児童福祉施設，病院， 図書館，保健所，博物館 都市公園	保護対象施設及び当該施設 が設置される地域ごとに個 別に設定	

Ⅱ規制の対象（論点番号6）

論 点	施設設備別 規制の要否の検討 墳墓
検 討 項	<p>次について検討が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 衛生上の支障の有無 焼骨のみの場合 土葬を含む場合 ○ 風俗習慣への配慮 住居に近接して墳墓が設置されることを忌避するという風俗習慣については、一定保護すべきか。
考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 衛生上の支障について 焼骨のみの場合 特段の衛生上の支障は生じないと考えられる。 土葬を含む場合 腐臭のほか、危険性は低いものの感染症や、水源の汚染等のおそれも想定され、土葬については生活衛生上の支障が生じる可能性があると考えられる。 上記衛生上の支障については、土葬を禁止することにより対応する。 ○ 風俗習慣への配慮 住居に近接して墳墓が設置されることに対する忌避感が、事業者と近隣住民とのトラブルの最大の原因であり、墳墓については、ペット霊園に係る各種施設のうちでもっとも忌避感が強いものの一つと考えられることから、良好な住環境の保護、または住居の環境を保護することを目的としている住居系地域全般（第1種・第2種低層住居専用地域，第1種・第2種中高層住居専用地域，第1種・第2種住居地域，準住居地域）において立地を規制する。 また、忌避感への技術的対応として、障壁等による目隠しの設置を義務付ける。 <p>（関連法令による立地規制の有無） 市街化区域 ：規制なし 市街化調整区域：市街化区域を含め，1 h a 以上の墓地（第2種特定工作物）は許可が必要。 都市計画区域外：1 h a 以上のものは許可が必要。</p>

II 規制の対象（論点番号 7）

論 点	施設設備別 規制の要否の検討 納骨堂
検 討 事 項	<p>次について検討が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 衛生上の支障の有無 遺骨が納められた場合、何らかの衛生上の支障が生じるおそれがあるか。 ○ 風俗習慣への配慮 住居に近接して動物の納骨堂が設置されることを忌避するという風俗習慣については、一定保護すべきか。 <p>なお、本市調査においては、屋外に設置されている納骨堂の例が確認されているが、屋外設置の納骨堂に係る忌避感情は、墳墓と余り変わらないものと考えられることから、その取り扱いについては別途引き続き検討することとし、ここにいう納骨堂とは、建物によるものを想定することとする。</p>
考 え 方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 衛生上の支障について 納骨堂は、建物内に遺骨（焼骨）を収納するものと考えられ、衛生上の支障についてはないものと考えられる。 生の骨が納められることは通常ないと考えられるが、焼骨に限る旨、念のため規定する。 ○ 風俗習慣への配慮 配慮すべき風俗習慣として、自己の住居に近接して動物の遺骨が安置されていることに対する忌避感があると考えられる。 しかし、遺骨は建物内に安置されており、建物から忌避すべき排出物も出ないことから、当該風俗習慣に配慮すべき要請は、上記の墳墓に比べると小さいと考えられる。 用途としては建築基準法上は倉庫業倉庫の類と考えられる。 用途地域における住居系地域のうち、準住居地域のみは、幹線道路沿道の特性に応じた自動車関連施設や倉庫業倉庫等と住居とが調和した環境の保護を目的に設定されており、倉庫業倉庫の立地も認められていることから、当該地域の住民については、倉庫業倉庫の類と考えられる納骨堂が設置されたとしても、土地利用に係る期待が著しく侵害されたとはいえない。 したがって、条例により立地を規制すべき範囲は、住居系区域のうち、第2種住居地域（第1種・2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域）までとする。

<p>参 考 資 料 等</p>	<p>(関連法令による立地規制の有無)</p> <p>市街化区域 : 一般的には納骨堂(屋根を有する場合)は「倉庫業倉庫(営業倉庫)」として建築確認上判断され、第2種住居地域までは立地不可。屋根を有しない場合は、工作物として扱われるため規制なし。</p> <p>市街化調整区域 : 市街化区域(上記の規制はあるが)、市街化調整区域を問わず1ha以上の墓地(第2種特定工作物)に併設するものであれば、附属施設とし必要最小限の規模で立地可能である。また、1ha未満の墓地に併設されるもの及び墓地に併設しないで設置する場合は、都市計画法第34条(開発審査会案件)により個別に判断される。</p> <p>都市計画区域外 : 規制なし</p>
----------------------	--

Ⅱ規制の対象（論点番号8）

論 点	施設設備別 規制の要否の検討 火葬施設
検 討 事 項	<p>次について検討が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 衛生上の支障の有無 動物の死体を火葬することによって衛生上の支障が生じるおそれがあるか。 ○ 風俗習慣への配慮 住居に近接して動物の死体を火葬する施設が設置され、また排煙等もあるということについて、これを忌避するという風俗習慣については、一定保護すべきか。
考 え 方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 衛生上の支障について 重油などを用いることもあり、ペットの死体を火葬する際の排煙については、有害物質による衛生上の支障が生じるおそれがある。 上記支障については、有害物質の排出基準を設け、事業者に測定義務を課すことも手法としてあるが、焼却（火葬）する対象物がペットの死体のみであり、排出される物質が限定的であると考えられること、1体当たりの焼却時間が短く、測定自体が困難であることなどから、排出基準は設けず、火葬炉に構造設備基準を設けることで技術的に回避する。 なお、申請時の添付書類として当該火葬施設に係る仕様書等の添付を求めることにより、構造設備基準の遵守を担保する。 構造設備基準は、後記論点Ⅱ規制の対象（論点番号12）において検討する。 ○ 風俗習慣への配慮 自己の住居に近接して動物の死体を火葬していること、また、仮に無害であっても、火葬に係る排煙については、忌避感があると考えられる。当該風俗習慣に配慮すべき要請は、上記の墳墓と同程度にあるものと考えられる。 このため、立地規制は、住居系地域全般（第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域）を設置不可とすることが妥当であると考えられる。

	<p>(関連法令の適用の有無)</p> <p>市街化区域 : 一般的には「事務所」に類する施設として建築確認上判断され、第1種中高層住居専用地域までは立地不可。屋根を有しない場合は、工作物として扱われるため規制なし。</p> <p>市街化調整区域 : 建築物に格納されるものは不可</p> <p>都市計画区域外 : 規制なし</p>
--	--

Ⅱ規制の対象（論点番号9） 前回内容修正

論 点	移動火葬車
検 討 項	<p>本条例により独自に焼却を禁止すべき場合を定めることが必要か。 自己の管理地又は利用権原を有する場所での焼却に限るとした場合、 次の問題についてどう考えるべきか。</p> <p>1 「自己の管理地又は利用権原を有する場所での焼却に限る。」と いうのは、ある種当然のことで、規定の意味がないのではないか。</p> <p>2 現行法上、道路走行中の焼却は禁じられていない。「利用権原を 有する場所」に道路を含まないとするのであれば、移動火葬車が道 路走行中に焼却することは本条例により禁止されることになるが、 現行法上禁止されていない（すなわち、法において禁止するまでの 危険はない）事項について、本条例によって独自に禁止とする までの合理的な根拠に乏しいのではないか。</p>
考 え 方 (案)	<p>1 について 「利用権原を有する場所」に道路を含まないのであれば、道路走行中 の焼却を禁止することになるという意味で、規定する意味はある。 なお、「自己の管理地」あるいは「利用権原のある場所（顧客の管理 地を除く。）」での焼却は、通常、反復、継続するものと考えられるため、 固定の火葬炉と同じ扱いとなる。結果、固定の火葬炉の設置を禁じる住 居系地域においては、焼却はできないこととなる。</p> <p>2 について 道路走行中の焼却を本条例で独自に禁止することは、合理的な根拠に 欠けるという点で、困難ではないか。</p> <p>(運行上、防火上の安全確保) 車両は、道路運送車両法に基づく検査（いわゆる車検）が義務付けら れており、同法により車両の安全性は確保されることとなる。 液体燃料を使用する器具の取扱い、消防法で定める数量未満の危険物 の貯蔵及び取扱いについては、京都市火災予防条例に基準が定められて おり、これにより防火上の安全も確保される。</p>
参 考 資 料 等	<p>(関連法令の適用の有無) 道路交通法 : 駐車禁止 道路運送車両法 : 自動車検査登録制度 移動火葬車は平成13年から貨物車両扱い(非特殊 自動車)</p> <p>資料4 京都市火災予防条例(液体燃料を使用する器具の取扱等)</p>

Ⅱ規制の対象（論点番号10）

論 点	施設設備別 規制の要否の検討 葬儀場
検 討 項	<p>次について検討が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 衛生上の支障の有無 葬儀場の運営によって衛生上の支障が生じるおそれがあるか。 ○ 風俗習慣への配慮 住居に近接してペットの葬儀場が設置されることについて、これを忌避するという風俗習慣については、一定保護すべきか。また保護すべき場合、その範囲は同考えるべきか。
考 え 方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 衛生上の支障 衛生上の支障は生じないものと考えられる。 ○ 風俗習慣への配慮 住居に近接して動物の霊を弔うための祭事を行う場所が設置されることについて、一定の忌避感があることは否めないが、人の葬儀場に比べ、来場者や使用頻度は格段に小規模なものであることなどを考え合わせると、当該忌避感情を保護すべき要請は墳墓や火葬施設、納骨堂の場合に比べ、小さいものと考えられる。 このため、立地規制については、住居系の地域でも、特に「良好な住環境の保護」を目的とする住居専用系の地域（第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域）のみにおいて立地を制限することと定めることが妥当であると考えられる。 また、祭事が見通せることへの忌避感については、技術的対応として、障壁等による目隠しの設置を義務付ける。 <p>(関連法令の適用の有無)</p> <p>市街化区域 : 「事務所」として建築確認上判断され、第1種中高層住居専用地域までは立地不可。</p> <p>市街化調整区域 : 市街化区域（上記の規制はあるが）、市街化調整区域を問わず1ヘクタール以上の墓地（第2種特定工作物）に併設するものであれば、附属施設とし必要最小限の規模で立地可能である。また、1ヘクタール未満の墓地に併設されるもの及び墓地に併設しないで設置する場合は、都市計画法第34条（開発審査会案件）により個別に判断される。</p> <p>都市計画区域外 : 規制なし</p>

Ⅱ規制の対象（論点番号11）

論 点	施設設備別 規制の要否の検討 事務所
検 討 事 項	<p>次について検討が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 衛生上の支障の有無 事務所運営によって衛生上の支障が生じるか。 ○ 風俗習慣への配慮 住居に近接してペット霊園に係る事務所が設置されることについて、近隣住民に対し風俗習慣の上で配慮が必要か。
考 え 方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 衛生上の支障 事務所運営によっては、衛生上の支障は生じないものと考えられる。 ○ 風俗習慣への配慮 事務所については、特段、風俗習慣の上で配慮を要する事項はないと考えられる。 <p>(関連法令の適用の有無)</p> <p>市街化区域 : 第1種中高層住居専用地域まで不可</p> <p>市街化調整区域 : 市街化区域(上記の規制はあるが)、市街化調整区域を問わず1ヘクタール以上の墓地(第2種特定工作物)に併設するものであれば、附属施設とし必要最小限の規模で立地可能である。また、1ヘクタール未満の墓地に併設される場合は、都市計画法第34条(開発審査会案件)により個別に判断される。墓地に併設しないで設置する場合は、立地不可である。</p> <p>都市計画区域外 : 規制なし</p>

II 規制の対象 規制の内容まとめ

1 規制方針まとめ

規制の対象	規制理由		技術的対応	立地規制対応
	支障区分	規制理由の有無 ○：有，×：無	禁止行為及び 施設設備構造基準等	○：行う ×：行わない
墳墓	衛生	○ (土葬による腐臭・ 感染症・水質汚染)	土葬禁止	×
	風俗習慣	○	目隠し設置義務	○
納骨堂	衛生	×	焼骨に限る	×
	風俗習慣	○	(屋内設置が対象)	○
火葬施設	衛生	○ (排煙)	火葬炉に設備構造基準(建物内設置義務含む)を導入	×
	風俗習慣	○		○
移動火葬車	衛生	○ (排煙)	火葬炉に設備構造基準導入 (特定の場所で反復継続焼却するものは除外)	—
	風俗習慣	×		—
葬儀場	衛生	×	—	×
	風俗習慣	○	祭事が外から見通せないように障壁等を設置する義務	○
事務所	衛生	×	—	×
	風俗習慣	×	—	×

2 施設ごとに立地を規制する範囲

区分	風俗習慣の必要性	立地を規制する範囲					
		市街化区域 用途地域等				市街化調整区域	都計区域外
		住居専用系		住居系			
		右以外	二中高	第1・2種住居	準住居		
火葬施設	大	●・○	● _{※1} ・○	○	○	●	
墳墓	大	○	○	○	○	1ha以上は要許可	1ha以上は要許可
納骨堂	中	●・○	●・○	●・○		要許可	
葬儀場	小	●・○	● _{※1} ・○	立地可能範囲 (ただし、住居や公共施設付近等でのスポット規制を検討)		要許可	
事務所	—	●	● _{※1}			要許可 _{※2}	

○は、本条例により制限をかける範囲

●は、もともと用途地域等により立地規制される範囲

網掛けは、それぞれの施設が立地可能な範囲(ただし、住居や公共施設付近等でのスポット規制を検討)

※1 第2種中高層住居専用地域で立地可能な規模は、床面積が1,500㎡以下かつ2階以下のもの

なお、第1種住居地域で立地可能な規模は、床面積3,000㎡以下のもの

※2 墳墓に付随する施設のみ許可対象(単独施設では立地不可)

※3 納骨堂に係る用途規制範囲(●)は、建築基準法上の用途区分として倉庫業倉庫に類する施設とした場合の規制範囲

※4 火葬施設、葬儀場及び事務所に係る用途規制範囲(●)は、建築基準法上の用途区分として事務所に類する施設とした場合の規制範囲

Ⅱ 施設設備別規制（論点番号 1 2）

論 点	火葬炉に適用すべき構造基準
検 討 事 項	火葬炉からの排煙に対応して設けるべき構造基準
考 え 方	<p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第2条第1項において「動物の死体」は廃棄物とされているが、ペット霊園事業に係るものについては同法の廃棄物に当たらないと解されているため、同法の規定の適用はない。</p> <p>しかし、有害な排煙を規制する必要性という点においては、廃棄物とされる動物の死体の焼却とペット霊園事業に係る動物の死体の焼却との間に差異はない（仮に「廃棄物」に該当する場合であれば、一般廃棄物処理施設を設置しようとする者には、都道府県知事等の許可が必要）。</p> <p>一般廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等により、その焼却をする場合は、環境省令で定める構造を有する焼却設備を用いて、環境大臣の定める方法により焼却することとされているため、この基準のうち必要な項目について準用することとする。</p> <p>また、京都市内では、「京都府環境を守り育てる条例」（平成7年12月25日、京都府条例第33号）が適用されており、同条例規則において、焼却施設の要件が定められているため、この基準のうち必要な項目についても準用することとする。</p> <p>（具体的な基準は資料5による。）</p>
参 考 資 料 等	資料5 ペット火葬炉の構造設備基準（案）

Ⅱ 施設設備別規制（論点番号13）

論 点	駐車場付置義務
検 討 事 項	<ul style="list-style-type: none">○ 付置義務の要否○ 付置義務の内容
考え方	<ul style="list-style-type: none">○ 一般的に、自動車等の駐車スペースは必要なものと考えられるが、どのような形態、台数が必要かということについては、施設の態様や使用される頻度等により大きくことなると考えられること、合理的な台数算定の根拠に乏しいことなどから、条例においては、一律に確保台数を定めるのではなく、実状に応じて必要な措置を講じること、また、必要に応じて指導できるようにする。

Ⅲ業規制（論点番号1）前回内容修正

論 点	申請，届出，報告手続
検 討 事 項	○ 許可制，届出制とする手続き
考 え 方 (案)	<p>○ 次の理由から，事前許可制を基本とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基準等の規制の実効性確保 ・ 墓地埋葬法，都市計画法，宅地造成等規制法，風致条例においても許可制（事前許可）を採用している。 <p>○ 許可内容について変更を要するもののうち，施設，構造等に関わるものについては許可制とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 許可区域内での新たな火葬施設の設置 ・ 許可区域の変更（拡張，縮小）等， <p>○ 許可内容について変更を要するもののうち，軽微なものについては届出制とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業者氏名，住所（法人にあつては名称，代表者氏名，所在地）の変更 ・ 施設名称の変更 等 <p>○ 事業の廃止は届出とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火葬施設等，葬儀場 1回限りのことであり，複数の選択肢があることから，廃止されても利用者に影響はない。 ・ 墳墓，納骨堂，又はこれらを併設する施設 墳墓，納骨堂の急な廃止は，新たな墳墓，納骨堂等への移転を余儀なくされるなど，利用者に負担を強いるため，利用者保護の観点から，利用者への連絡や他施設への改葬に努めるなどの努力義務を課すべきか。
参 考 資 料 等	第4回審議会資料4 再添付

Ⅲ業規制（論点番号2）

論 点	近隣住民説明・配慮
検 討 事 項	<ul style="list-style-type: none">○ 住民説明の要否，時期○ 本条例上，設置が許される地域において，住民説明により住民がペット霊園施設の設置に反対した場合の取扱い。
考 え 方	<ul style="list-style-type: none">○ 忌避施設であり，地域住民へのあらかじめの説明は，事業者による住民感情の把握，事業実施の慎重な再考，設置後のトラブルの回避につながる場合があるなどの効果が見込まれることから，施設の設置，増設等について，住民への事前説明を必要とすることとする。○ 事前説明の手法について<ul style="list-style-type: none">・行政との事前協議・標識設置（計画の公開）・一定範囲の近隣住民への周知（説明会の開催等）など○ 条例において設置を規制しない地域である以上，住民の同意は設置許可の要件としない。
参 考 資 料 等	第4回審議会資料3 再添付

Ⅲ業規制（論点番号3）

論 点	施設設備基準遵守
検 討 事 項	○ 遵守規定の要否
考 え 方	<p>○ 設置時には、許可制を採り、工事着工・完了時に届出を提出させ、工事完了届受理後に検査確認を行うことなどにより、基準に適合した施設を設置させることができるが、遵守規定がないと、その後の適切な運営が担保できないため、遵守規定を設ける。</p> <p>○ 設置後の事業者による基準等の遵守を担保するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市職員への立入検査権の付与 ・市長の報告聴取権と事業者の報告義務 ・市長への施設設備の改善命令権，全部又は一部の使用禁止命令権の付与 ・違反者への対応，罰則（考えられる措置） <ul style="list-style-type: none"> 行政上の措置（行政代執行，許可の取消し等） 秩序罰（過料） 刑罰（罰金）
参 考 資 料 等	第3回審議会資料5 再添付

Ⅲ業規制（論点番号4）新規

論 点	依頼者感情に配慮した死体の取扱い，情報提供，利用者保護のため事業の安定的運営を確保するための措置
検 討 事 項	○ 規定の要否
考 え 方	<p>○ いずれについても，利用者保護の観点から定めることとする。</p> <p>○ 依頼者感情への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 死体の衛生的かつ丁寧な取扱い <p>○ 書類等の備付及び情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者はペット葬儀，火葬，納骨等に関する説明資料（パンフレット等）を備え，依頼者に対し，事前に火葬方法や所要時間，料金，手続きの流れ等について，誠意を持って説明すること。 ・ 事業者は当該ペット霊園等の事業に関する関係各書類を備えなければならない。 <p>○ 安定的運営の確保について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 墳墓，納骨堂若しくはこれらを併設する施設については，自己所有の土地，建物であること
参 考 資 料 等	第3回審議会資料5 再添付

Ⅲ業規制（論点番号5）新規

論 点	適用除外
検 討 事 項	基準の例外的取扱
考 え 方 (案)	<p>○ 基準の例外的取扱いについて 墓地埋葬法に基づく墓地経営の許可を受けた宗教法人が、当該許可を受けた区域に隣接する区域、又は同一敷地内においてペットの墳墓又は納骨堂を設置する場合</p> <p>○ ただし、以下の理由により人の墓地等とペットの墳墓等は明確に区別することを求める。</p> <ul style="list-style-type: none">・刑法において、人の遺骨は他の物と区別し、特別な法的保護の対象としており、公序良俗に照らし合わせたとしても、人骨と動物の骨は異なる物と峻別されているため。・人骨は埋葬許可書、改葬許可書によって墓地管理者により厳重に管理されており、規制のないペットの遺骨との混在は問題が生じるおそれがあるため。・「京都市墓地等許可取扱要綱」においても、人の墓地に動物の死体を埋葬しないことと定めており、人と動物は区別して扱われるべきであると考えため。
参 考 資 料 等	第4回審議会資料4 再添付

Ⅲ業規制（論点番号6）新規

論 点	既存施設の取扱
検 討 事 項	既存のペット霊園の取扱
考え方 (案)	<p>○ 既存のペット霊園の取扱について</p> <p>既存施設等については，条例施行後一定期間内に届出をさせて施設を把握し，大規模改修，増設等の申請があった場合には，改善可能な基準については条例基準に適合させていくこととする。</p>
参 考 資料等	資料6 既存施設への条例の適用（案）